

志津南学区環境美化委員会会則

令和5年4月1日

志津南学区環境美化委員会

志津南学区環境美化委員会会則

(名称)

第1条 この会の名称は、志津南学区環境美化委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、地域住民が主体となった地域の環境美化活動を推進し、「憩いと安らぎがあり誰もが安心して住み続けられる町」を目指すことを目的とする。

(活動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 学区内の一斉清掃に関すること。
- (2) 不法投棄の監視活動に関すること。
- (3) 「ごみ問題を考える市民会議」の活動への協力に関すること。
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(構成・役員)

第4条 委員会は、各町内会から選出された環境美化委員と協力員（本会経験者等）（以下「委員」という）で構成する。

但し、協力員の委員会への参加は、委員長が必要に応じて当該委員の選任を行い、決定をする。

- 2、委員会には、委員長、副委員長（2名）、事務局長を置き、委員会の互選により選出する。但し、副委員長1名は若草・岡本西地区環境美化委員会の前年度委員長がその任に当たり、他の1名は追分南地区町内会の環境美化委員が輪番制でその任に当たる。
- 3、委員長は、委員会を統括し、目的達成に必要な事項を行う。
- 4、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は職務を代行する。
- 5、事務局長は、委員会の事務局を統括する。
- 6、事務局は、若草・岡本西地区協働活動委員会内に置き、事務全般及び会計事務を行うものとする

(役員の任期)

第5条 役員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。欠員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、原則4月と翌年2月に開催し、必要に応じて委員長が招集する。議長は委員長が努め、活動の執行に関する事等、出席者の過半数の同意を得て決する。

(会計年度)

第7条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第8条 委員会の経費は、まちづくり協議会の活動費をもってこれに充てる。

(規程の改廃)

第9条 この会則の改廃は、委員会の過半数の決議をもって行うことができる。

付則　・この会則は、平成31(2019)年4月1日から施行する

付則　・この会則は、令和5(2023)年4月1日から施行する